

上川管内木質バイオマス安定供給協議会 規約

第1 目的

地球温暖化防止への貢献やエネルギーの地産地消に関心が高まるなか原発事故が発生し、再生可能エネルギーがますます注目されている。この様な中、上川管内は、木質バイオマスのエネルギー利用先進地域として、全道利用量の約半量を消費している。今後も、管内各地域で新たな施設の導入が計画されていることに加え、管外で計画されている大規模発電施設の建設を踏まえると、近い将来供給量不足が懸念される。このことから、管内関係者の連携した取組や情報の共有化を通じて、木質バイオマスの安定供給を図るため、上川管内木質バイオマス安定供給協議会（以下「協議会」という。）を設置することとする。

第2 協議事項

協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 需要量・供給量の把握に関すること
- (2) 情報の共有化に関すること
- (3) 原料の集荷・製造工程の低コスト化に関すること
- (4) 流通の効率化を図るための仮想市場の設置に関すること
- (5) その他木質バイオマスの安定供給に関し必要な事項に関すること

第3 構成

協議会の構成は、協議会の目的に賛同する機関・団体等をもって構成する。

第4 会議の運営

- 1 協議会は、上川総合振興局長が召集し、これを運営する。
- 2 必要に応じ、協議会の構成員以外の機関・団体等の出席を要請することができる。

第5 全体会議

上川管内全体で情報を共有化し、安定供給に向けた共通認識を高めるための会議を開催する。

第6 地域別会議

管内各地域の特性を踏まえた具体的取組を協議する場として会議を開催する。

第7 庶務

協議会の庶務は、上川総合振興局産業振興部林務課において処理する。

第8 その他

この規約に定めるもののほか、協議会の開催運営に関し必要な事項は上川総合振興局長が別に定める。

附 則 この規約は、平成25年8月15日から施行する。